

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年9月16日(2021.9.16)

【公開番号】特開2019-34151(P2019-34151A)

【公開日】平成31年3月7日(2019.3.7)

【年通号数】公開・登録公報2019-009

【出願番号】特願2018-153751(P2018-153751)

【国際特許分類】

A 6 1 M 37/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 37/00 5 3 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月6日(2021.8.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

唇のライトニング及び/又は豊潤化を行う目的で唇に局所的に適用されるマイクロニードルアレイであって、マイクロニードルアレイは水溶性高分子を含み、マイクロニードルの高さは50μmから300μmである唇用マイクロニードルアレイ。

【請求項2】

マイクロニードルの先端が直径5～150μmの円形又はそれと同面積を有する平面である請求項1に記載の唇用マイクロニードルアレイ。

【請求項3】

マイクロニードルの密度は50～2000本/cm<sup>2</sup>である請求項1又は2に記載の唇用マイクロニードルアレイ。

【請求項4】

マイクロニードルの基板部の厚みは3～200μmである請求項1～3のいずれか1項に記載の唇用マイクロニードルアレイ。

【請求項5】

水溶性高分子がヒアルロン酸又はその誘導体である請求項1～4のいずれか1項に記載の唇用マイクロニードルアレイ。

【請求項6】

マイクロニードルアレイが保護粘着テープで裏打ちされており、該粘着テープの基材は水透過性であり、且つ粘着剤が部分塗工されている請求項1～5のいずれか1項に記載の唇用マイクロニードルアレイ。

【請求項7】

ライトニング成分、保湿成分、抗炎症成分の1種以上をマイクロニードル部に含有する請求項1～6のいずれか1項に記載の唇用マイクロニードルアレイ。

【請求項8】

さらに顔料又は合成着色料を含む、請求項1～7のいずれか1項に記載の唇用マイクロニードルアレイ。

【請求項9】

1シートに2枚マイクロニードルアレイを保持し、上下唇に同時に適用する請求項1～8のいずれか1項に記載の唇用マイクロニードルアレイ。

**【請求項 10】**

請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の唇用マイクロニードルアレイの製造方法であって、下記工程を含む製造方法：

マイクロニードルの形状が穿設された型に、水溶性高分子及び必要に応じて有価物を含有する水溶液を流延し、乾燥させる工程、

乾燥後のマイクロニードルアレイを剥離する工程、及び

剥離後のマイクロニードルアレイを唇に適用できる形状に裁断する工程。

**【請求項 11】**

前記唇に適用できる形状に裁断されたマイクロニードルアレイを保護粘着テープで裏打ちする工程をさらに含む、請求項 10 に記載の製造方法。

**【請求項 12】**

請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の唇用マイクロニードルアレイを口唇部に押し付けて適用する工程を含む、唇の美容方法（医療行為を除く）。

**【請求項 13】**

前記適用工程後に、口唇部に適用された唇用マイクロニードルアレイに水分を供給して溶解させる工程を含む、請求項 12 に記載の美容方法（医療行為を除く）。

—